

福井市監査告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月28日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	八	田	一	以
福井市監査委員	福	野	大	輔

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

都市戦略部

都市整備課、都市計画課及び情報統計課（DX推進室）

上下水道経営部

経営管理課及び上下水道サービス課

上下水道事業部

水道管路課（給水管理事務所）、水道施設課（浄水管理事務所）及び簡易水道課

(2) 監査範囲

ア 都市戦略部

令和2年度から4年度（11月末分まで）までの財務事務及び事務事業等の執行状況

イ 上下水道経営部及び上下水道事業部

令和3年度及び4年度（11月末分まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和4年12月23日から令和5年3月22日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。

なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。